

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

平成27年12月1日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 施設の名称

周南市老人休養ホーム嶽山荘及び周南市新南陽老人福祉センター

2 指定管理者となる団体の名称

社会福祉法人周南市社会福祉協議会

所在地 周南市速玉町3番17号

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

(参 考)

社会福祉法人周南市社会福祉協議会の概要

1 設立の経緯

社会福祉法人周南市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき行政の合併に伴い旧2市2町社会福祉協議会が合併して設立した。

2 設立年月日 平成15年4月21日

3 所在地 周南市速玉町3番17号

4 目的

周南市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。

5 事業内容

- (1) 相談支援事業
- (2) 在宅福祉サービス事業
- (3) 地域福祉活動推進事業
- (4) ボランティア及び市民活動推進事業
- (5) 社会参加及びふれあい交流事業
- (6) 当事者活動支援事業
- (7) 大会、行事等の開催事業
- (8) 広報及び啓発活動事業
- (9) 資金貸付事業
- (10) 施設の管理及び運営事業

6 組織等

- (1) 役員 18人（会長1人、副会長3人、常務理事1人、理事10人、監事3人）

- (2) 理事会

日常軽易な業務を除き、この法人の業務を決定する。

- (3) 評議員会

法人の重要な事項について議決する機関である。評議員は31人で、市民の声を業務に反映させるため住民代表、ボランティア代表、社会福祉関係者等幅広い分野から選任している。

- (4) 職員数 207人（平成27年4月1日現在）